

茅ヶ崎市市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第14条第1号から第3号まで、第17条第2項及び第18条第4項並びに茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第19条の趣旨にのっとり、市政（市（地方公共団体としての茅ヶ崎市をいう。以下同じ。）が行う活動の全体をいう。以下同じ。）に関する情報（以下「市政情報」という。）の公開及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施機関の責務)

第2条 実施機関（情報公開条例第3条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程において市政情報を積極的に公表し、又は提供することにより、市民に対する市の説明責任を果たすとともに、市民参加を推進し、市民との連携及び協力による開かれた市政の推進に資するようこの要綱を解釈し、及び運用しなければならない。

2 実施機関は、市政情報の公表又は提供を行うに当たっては、保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市政情報の公表 実施機関が保有する市政情報のうち次条の規定により公表するものとされた情報を市民の利用に供することをいう。

(2) 市政情報の提供 実施機関が保有する市政情報を任意に市民の利用に供することをいう。

(市政情報の公表)

第4条 実施機関は、その保有する次の各号に掲げる事項に関する市政情報を市民に公表するものとする。ただし、当該市政情報が情報公開条例第5条各号に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当するときは、この限りでない。

(1) 市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等の策定又は改定に着手するときはその趣旨並びにこれらの計画等に係る構想段階での概要、中間段階の案及び策定スケジュールに関する事項

(2) 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に着手するときはその趣旨、これらの条例の制定又は改廃の中間段階の案及び制定スケジュールに関する事項

(3) 主要な施策及び事業の進捗状況及び評価に関する事項

(4) 政策会議（茅ヶ崎市庁議規程（昭和62年茅ヶ崎市訓令第3号）第2条第1号に規定する政策会議をいう。）の結果に関する事項

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議資料（公開の附属機関等のものに限る。）及び会議録又は会議結果の概要に関する事項

(6) 財政状況、予算及び決算に関する事項

(7) 組織並びに職員の定数及び給与に関する事項

(8) 要綱等に関する事項

(9) 市政アンケートその他市民の意識等に関する調査結果に関する事項

(10) 交際費に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、同一の行政文書（情報公開条例第3条第1項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）につき複数の者から公開請求（情報公開条例第5条に規定する公開請求をいう。）があつてその都度当該行政文書の全部を公開する旨の決定をした場合その他の場合で、行政文書を公表することが市民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、これを公表するよう努めなければならない。

(公表の方法)

第5条 市政情報の公表については、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 市の窓口又は市政情報コーナーにおける閲覧
- (2) 市ホームページ等への掲載
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (4) 市の広報紙又は広報番組による公表
- (5) 記者会見、記者発表又は報道機関への情報の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しようとする市政情報が大量であること等市ホームページ等への掲載ができない合理的な理由があると認めた場合は、その概要版又は要約版により行うことができる。

(公表時期)

第6条 市政情報の公表は、適時かつ適切に行うものとする。

(市政情報の提供)

第7条 実施機関は、次の各号に掲げる事項に関する市政情報を市民に積極的に提供しよう努めるものとする。ただし、当該市政情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。

- (1) 第4条の規定により公表した市政情報について更に周知が必要な事項
- (2) 環境、保健衛生、防災等の情報で市民生活の安全と密接な関係がある事項
- (3) 市が行う試験又は行事に関する事項
- (4) 統計に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 市政情報の提供は、市政情報の公表の例に準じて行うものとする。

(他の制度等との調整)

第8条 市政情報の公表又は市政情報の提供について、法令、条例、規則及びこの要綱以外の要綱等（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。